

「消防団協力事業所表示制度」について

地域の安心・安全を守るために…事業所様のご理解とご協力が不可欠です

社会経済の進展に伴い、産業構造や就業構造が大きく変化し、本県では消防団員の約8割が被雇用者となっています。

このような状況の中で、消防団員を確保し、消防団の活性化を図るためには、被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい職場環境の整備が求められます。

事業所が、従業員の入団促進や勤務時間中の消防団活動に積極的に協力することは、地域の防災体制の充実に資するとともに、地域社会の構成員として防災に貢献することとなります。

消防団協力事業所表示制度とは

消防団の活動に積極的に協力している事業所を、各市町村が「消防団協力事業所」として認定し、「表示証」を交付する制度です。

「消防団協力事業所」として認められた事業所は、取得した表示証を社屋に表示でき、表示証のマークを自社ホームページなどで広く公表することができます。

事業所の社会貢献が広く認められ、信頼性・イメージが向上するとともに、地域防災体制の一層の充実が図られます。



現在の状況

本県では、平成23年4月1日現在、9市村で消防団協力事業所表示制度が導入され、49の事業所が消防団協力事業所として認定されています。

※消防団協力事業所表示制度導入市村、認定事業所

甲府市（27事業所）、都留市（9事業所）、南アルプス市（7事業所）、北杜市（3事業所）、上野原市（3事業所）

大月市、甲斐市、道志村、小菅村は、表示制度を導入しているが認定事業所なし。

認定を受けたい事業所の方は

まずは、消防団協力事業所表示制度導入市村にお問い合わせください。